

立川市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月22日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

立川市下水道条例の一部を改正する条例

立川市下水道条例（昭和35年立川市条例第15号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 ……略……	<u>(施行期日)</u> 1 ……略……
2～4 ……略……	<u>(経過措置)</u> 2～4 ……略……
<u>5 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法第29条に規定する消費税の税率及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法第72条の83に規定する地方消費税の税率については、第12条の2の規定にかかわらず、平成31年11月1日（以下「基準日」という。）後の汚水の排出に係る同年12月分の使用料から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前の例による。</u>	
<u>6 前項の規定による使用料の算定に当たっては、基準日後の最初に認定する汚水の排出量は、各月均等に排出したものとみなす。</u>	

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。